

令和 5 年 8 月 日

北九州市長 武内 和久 様

北九州市障害者施策推進協議会
会長 中村 貴志**障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する
条例の一部改正について(答申)**

令和 5 年 7 月 2 4 日付け北九保障障第 6 6 5 号で諮問のありました、「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正」について、当協議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

今後、条例の一部改正事項については、本答申の内容を十分に踏まえて検討していただき、北九州市における障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを、さらに推進されることを期待します。

記**1 「周知・啓発」に関すること**

共生社会の実現のためには、障害のある人に対する障害を理由とする差別は解消されなければならないこと、また障害を理由とする差別が本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことを市民一人一人が認識することが不可欠であることを十分に意識し、啓発活動に取り組むこと。

2 「専門相談員の育成」に関すること

相談対応を行う人材およびその関係職員が、公平中立な立場から相談対応を行い、また、法や解決事案に関する知識や、当事者間を調整する能力、連携・協力すべき関係機関に関する知識、障害特性に関する知識などを習得できるよう、その育成に取り組むこと。

3 「環境の整備」に関すること

「環境の整備」に関する定義については、できる限り具体的な事例を取り入れ規定すること。また、事業者等へ周知を行う際は、「環境の整備」と「合理的配慮」の違いについて理解促進を図るよう留意すること。

4 「障害者情報アクセシビリティ等」に関すること

合理的配慮の一つである、障害のある人の情報取得、利用、意思疎通といった情報保障に係る取組みを推進するにあたっては、今後、ICTの活用や進化（例えば、マイナンバーの活用など）が重要な課題となることに留意すること。